

< 論 説 >

日本におけるドルの基軸通貨化

－ 1960年代の貿易通貨と外国為替市場の観点から－¹

田 中 綾 一

目 次

はじめに

1. 基軸通貨の機能

- 1.1 外国為替取引の現状
- 1.2 基軸通貨とは
- 1.3 IMF協定と為替媒介通貨
- 1.4 西ヨーロッパにおけるドルの為替媒介通貨化

2. 日本におけるドルの基軸通貨化

- 2.1 貿易取引通貨の変遷
- 2.2 外国為替業務の自由化と為替相場の変遷
- 2.3 ドル体制に組み込まれた日本

はじめに

1960年代の日本における外国為替取引の状況を明らかにしながら、日本でドルが基軸通貨化した過程を明らかにするのが本稿の課題である。

世界の外国為替取引の状況に関する包括的な調査としては、BIS（国際決済銀行）が3年ごとに発表している *Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Over-the-counter Derivatives Markets*（以下、BIS統計とよぶ）が存在するが、この調査は1986年から（デリバティブについては1995年から）開始されたものである。それ以前の世界の外国為替市場の状況を包括的に把握できる統計は、管見の限りでは存在しない。

また、最新のBIS統計であっても、取引通貨別に区分された、直物、先物、為替スワップといった為替種類別の取引額などの情報は限られてお

り、外国為替市場の状況を詳細に解明するには不十分な点がある。BIS統計のベースとなる各国の外国為替市場に関する調査は、各国の中央銀行によって担われているが、調査の基準は完全に統一されているわけではなく、調査結果のすべてがBIS統計で公開されているわけでもない。各国中銀が独自に公開している資料に当たらなければ、外国為替市場の状況がつかめない国もあるし、そのような資料すら入手が困難な国もある。現在でも、各国の外国為替市場の分析を詳細に行うには限界が存在するのである。

基軸通貨の交替をめぐる議論において、外国為替市場における通貨別、為替種類別の取引状況の分析は、ドルがポンドにかわる基軸通貨としての地位を獲得した時期を確定するには不可欠な作業である。しかし、ドルが基軸通貨としての地位を獲得したと推定される1960～70年代の外国為替市場に関する統計は極めて限られ

1 本稿の作成にあたっては、現代国際金融研究会（2018年8月31日）で構想報告の機会を頂き、奥田宏司・立命館大学名誉教授、櫻井公人・立教大学教授から有益なコメントをいただいた。また、研究会の開催にあたっては、平成30年度駒澤大学特別研究助成金（個人研究）の助成を受けた。本研究は、同助成金による研究である。

表1 通貨別・取引形態別の外国為替取引額（2019年4月の1日あたり平均額、単位：10億ドル）

通貨	直物		先物		為替スワップ		通貨スワップ		FX オプション		合計	
	通貨別割合 (%)	割合 (%)	通貨別割合 (%)	割合 (%)	通貨別割合 (%)	割合 (%)	通貨別割合 (%)	割合 (%)	通貨別割合 (%)	割合 (%)	通貨別割合 (%)	割合 (%)
ドル	1,687.2	84.9	883.0	88.4	2,904.6	90.7	101.5	93.9	243.0	82.6	5,819.4	88.3
ユーロ	615.5	31.0	255.7	25.6	1,141.7	35.7	26.0	24.1	90.1	30.6	2,128.9	32.3
円	360.2	18.1	145.3	14.5	515.5	16.1	23.7	21.9	63.1	21.5	1,107.7	16.8
ポンド	239.8	12.1	108.7	10.9	444.2	13.9	19.1	17.6	31.9	10.9	843.7	12.8
オーストラリアドル	170.0	8.6	52.8	5.3	186.0	5.8	12.1	11.2	24.4	8.3	445.3	6.8
カナダドル	121.8	6.1	43.0	4.3	145.7	4.6	7.2	6.6	14.3	4.9	332.0	5.0
スイスフラン	85.7	4.3	36.2	3.6	194.1	6.1	2.0	1.8	9.0	3.1	327.0	5.0
人民元	96.9	4.9	35.6	3.6	136.7	4.3	1.6	1.4	13.4	4.6	284.2	4.3
その他	597.8	30.1	438.2	43.9	734.5	22.9	23.2	21.4	98.8	33.6	1,892.6	28.7
合計	1,987.4	200	999.2	200	3,201.5	200	108.1	200	294.1	200	6,590.4	200

(注) ネット・ネットベース。1つの取引(売買)で2つの通貨を計上するので、通貨別の合計は200%となる。
(出所) BIS, *Triennial Central Bank Survey, Global foreign exchange market turnover in 2019*, Table 1 より筆者作成。

ている。とくに、最大の外国為替市場であったと推定されるイギリス市場に関しては、70年代以前の詳細な取引状況は未だに明らかになっていない。

基軸通貨の交替に関する過去の研究においては、1966年のニューヨーク外国為替市場の状況に関するニューヨーク連銀の調査が比較的多く参照されており、1960年代半ばの段階でドルがポンドにかわる基軸通貨の地位を得ていたことが推定されている。本稿では、これらの研究成果に依拠しつつ、ポンドからドルへの基軸通貨の交替過程に残されている課題を整理することも目的としたい。

1. 基軸通貨の機能

1.1 外国為替取引の現状

現在の国際通貨体制は、ドルを基軸通貨とするドル体制と、ユーロを基軸通貨とするユーロ体制から構成されている。ただし、ユーロ体制はロシアを除くヨーロッパに限られている。まずは、基軸通貨とはどういう機能を果たす通貨のことをいうのかを確認しておこう²。

表1は、9月に公表された、速報版のBIS統計による世界の外国為替の取引額である。2019

年における世界の外国為替取引額は、1日あたり6.6兆ドルにのぼり、その9割近くがドルを売りまたは買いの一方とする取引(たとえば、円売・ドル買やユーロ買・ドル売など)である。2000年代以降は、1999年に導入された、EUの共通通貨ユーロがドルに次ぐ取引シェアを占めているが、世界的にみればドルの地位には及ばない。近年では人民元の台頭も注目されているが、外国為替市場における取引シェアはまだ極めて小さく、現時点においてはドルやユーロにかわる地位を展望できるような状況にはない。

続いて表2は、同じBIS統計による、取引者別・為替種類別にみた外国為替の取引額である。外国為替市場は、銀行をはじめとする金融機関同士の取引の場である銀行間市場と、金融機関と非金融機関との取引の場である対顧客市場との2つに分けられる。表2中の「報告金融機関」とは、主に、多額の為替取引を行う大手の銀行のことであり、「その他金融機関」の中の「非報告銀行」とは、報告金融機関に該当しない比較的小規模の銀行のことである。報告金融機関(38.3%)と非報告銀行(24.5%)を合わせた取引シェアは全体の62.8%を占め、外国為替取引のかなりの部分は依然として銀行間取引であることがわかる。一方、金融機関以外の企業等から

2 国際通貨や基軸通貨、ドル体制という用語は、論者によって様々に使われているのが現状である。本稿における筆者自身の定義は、奥田(1988)に基本的に依拠するものであり、田中・奥田(2016)で詳しく展開されている。

表2 取引者別・為替種類別の外国為替取引額（2019年4月の1日あたり平均額、単位：10億ドル）

通貨	直物		先物		為替スワップ		通貨スワップ		FX オプション		合計	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
報告金融機関	592.9	29.8	267.7	26.8	1,498.4	46.8	55.7	51.5	106.9	36.3	2,521.6	38.3
その他金融機関（小計）	1,235.5	62.2	615.4	61.6	1,537.4	48.0	46.5	43.0	160.3	54.5	3,595.0	54.5
非報告銀行	448.2	22.6	126.4	12.7	966.2	30.2	21.5	19.9	50.0	17.0	1,612.3	24.5
機関投資家	308.3	15.5	214.9	21.5	212.4	6.6	8.4	7.7	32.9	11.2	776.9	11.8
ヘッジファンド・PTF	261.2	13.1	153.9	15.4	122.9	3.8	11.4	10.5	43.6	14.8	592.9	9.0
公的機関	17.6	0.9	21.1	2.1	48.5	1.5	0.6	0.6	0.9	0.3	88.8	1.3
その他	195.3	9.8	95.4	9.5	174.3	5.4	3.9	3.6	30.4	10.3	499.3	7.6
分類不能	4.8	0.2	3.6	0.4	13.1	0.4	0.8	0.7	2.5	0.9	24.8	0.4
非金融機関顧客	159.0	8.0	116.1	11.6	165.8	5.2	5.9	5.5	26.9	9.1	473.7	7.2
合計	1,987.4	100.0	999.2	100.0	3,201.5	100.0	108.1	100.0	294.1	100.0	6,590.4	100.0

（出所）BIS, *Triennial Central Bank Survey, Global foreign exchange market turnover in 2019*, Table 1 より筆者作成。

なる「非金融機関顧客」の取引シェアは7.2%に過ぎない。為替取引が貿易や直接投資等の実需から懸け離れて拡大していることがわかる。

表1と表2を合わせてみると、対ドル取引の中でも為替スワップ取引がほぼ半分を占めており、為替スワップ取引の中では報告金融機関と非報告銀行を合わせた取引が8割弱を占める。世界の外国為替取引は、大半がドルを一方とする取引であり、その中でも銀行同士による為替スワップ取引が中心ということになる。これが、現在の国際通貨体制下における外国為替市場の基本的な構造である。

1.2 基軸通貨とは

銀行間でドルが多く取引されるのは、ドルが銀行間為替取引において通貨交換の仲立ちをしていることによるところが大きい。貿易や直接投資等の対顧客取引では、様々な通貨が用いられるので（後述）、銀行には様々な通貨建の持高（ポジション）が生じる。為替リスクの回避や為替資金の過不足を調整するため、銀行は市場で為替取引を行うが（そのような取引を総称して為替調整取引という）、銀行間取引ではドルを一方とする取引がほとんどであるので、ドルを介して取引する方が容易に持高調整をおこなえる（たとえば、円売・ウォン買を円売・ドル買／ドル売・ウォン買の組み合わせで実施す

る）。このように、銀行間外国為替市場における通貨交換の仲立ちをする通貨のことを為替媒介通貨という。

為替媒介通貨は、直物や先物、為替スワップといった為替種類別の売買それぞれで存在しており、いずれにおいてもドルの地位は圧倒的であることがわかる。また、ユーロは、ヨーロッパ諸国の為替市場において為替媒介通貨として機能しており、それがドルに次ぐ取引シェアの大きさに表れている³。現在、為替媒介通貨として機能している通貨は、世界的にみればドル、ヨーロッパ（ロシアを除く）に限定すればユーロ、の2つである。

為替媒介通貨であるドルに対する為替相場は、各国の銀行間為替取引における基準となっており、ドル以外の通貨に対する為替相場は、他国の通貨の対ドル相場をもとに計算で算出される。このように、各国の為替相場の基準となっている通貨を基準通貨という。世界の多くの国ではドルが基準通貨となっているが、ヨーロッパではユーロを基準通貨としている国もある。

基準通貨は、民間の外国為替取引における基準であると同時に、各国の通貨政策における公的な基準ともなる。現在、主要国の多くは変動相場制をとっており、そのような国では為替相場の水準自体が政策目標となることはないが、為替相場が激しく変動するような場合には、基

準通貨に対する自国通貨の変動幅を抑制するために市場介入を実施することがある。市場介入に用いる通貨のことを介入通貨といい、基準通貨がドルの場合は一般的にドルが介入通貨として選択される。

なお、市場介入を実施しなくても、国際取引に関する統計作成の際の換算基準など、行政上の理由で為替相場の基準となる通貨を定める必要がある。日本の場合も、外為法(外国為替および外国貿易法)第7条に基づき、ドルに対する為替相場を基準相場として財務大臣が定めて公示している⁴。

市場介入によって、当局は市場参加者を対象にドルを売り買いすることになる。ドルを売れば、当局が保有しているドルは減少するし、逆にドルを買えば当局が保有しているドルは増加する。これらのドルは外貨準備として保有されているものである。外貨準備を構成する通貨のことを準備通貨とよび、その性格上、基準通貨や介入通貨として用いられる通貨が主な準備通貨として選択される⁵。

現代における基軸通貨とは、銀行間外国為替市場における為替媒介通貨、および、各国の通貨政策における基準通貨、介入通貨、準備通貨として機能している通貨のことをいう。現在、基軸通貨とよべるのはドルとユーロの2通貨であり、世界的にみればドルだけである。逆にいえば、ドルが世界的な基軸通貨であるからといって、すべての国際取引がドルで行われているわけではないということも確認しておきたい。

1.3 IMF協定と為替媒介通貨

ドルはいつ頃、どのような形で基軸通貨の地

位を得たのであろうか。この点に関して、まず言及されることが多いのが1945年のIMF(国際通貨基金)の発足である。

IMF協定第4条において、加盟国通貨の平価は金または「1944年7月1日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」により定めることとし、さらに、加盟国は外国為替取引における為替相場の変動を平価の上下各1%以内に抑えなければならないとされた。この規定により、ドルに公的な基準通貨の地位が与えられることとなった。

しかし、為替媒介通貨としてのドルの地位は、IMF協定で規定されたものではない。IMFの発足当初、加盟国の多くは国際決済手段であるドルを節約するために厳しい為替管理をおこなっていた。貿易などの国際取引は許可制であり、民間の銀行や企業は原則として外貨の保有を禁止され、獲得した外貨は通貨当局に売り渡すことが義務づけられていた(全面集中制)。通貨の交換は通貨当局で定めた公定相場でのみ可能であった。この状態は、IMFが協定第8条に定める「加盟国の一般的義務」、すなわち經常取引に関する為替制限の撤廃義務に抵触していた。

そもそも、国際取引の自由・無差別・多角化を目的として設立されたIMFは、自由な外国為替市場で形成された為替相場を為替平衡操作(市場介入)によって安定させることを想定していたのであり、厳格な為替管理による相場の固定は、あくまで「過渡期」として乗り越えられなければならない事態であった。

外国為替取引が活発になるのは、1958年12月の西ヨーロッパ諸国の通貨交換性回復以降である。非居住者が保有する通貨の交換性が回復されたことで、たとえば、日本の銀行が、保有しているポンドやマルクを対価にドルを売買取

4 これに関連して、他国通貨の基準相場と円の基準相場から計算で求めた、円のドル以外の通貨に対する為替相場のことを裁定相場という。たとえば、9月20日付で公示されている円の基準相場は1ドル=106円で、韓国ウォンの基準相場は100ウォン=0.0826ドルであるので、円のウォンに対する裁定相場は1ウォン=0.1142円となる。

5 準備通貨については、基準通貨以外の通貨を選択したり、あるいは金(ゴールド)の形で保有したりすることもある。しかし、基準通貨以外の通貨を外貨準備として保有している場合、市場介入で基準通貨の売却が必要になれば、外貨準備を介入通貨に交換する際に為替リスク(金の場合は金価格の変動リスク)にさらされることになる。したがって、基準通貨以外の通貨による外貨準備の保有には一定の限界があるといえる。

ることができるようになった。これと前後して、外貨の全面集中制が緩和され、定められた範囲内であれば自由に持高を持てるようになった（持高集中制）。また、公定相場の開きが徐々に拡大され、当局と外貨を売買するよりも、銀行間で売買した方が有利な状況が生まれるようになった。為替管理の緩和により外国為替取引が活発化し、外国為替市場が再開したことで、ようやく IMF が当初の想定通りに機能する条件が生まれたのである。

1.4 西ヨーロッパにおけるドルの為替媒介通貨化

企業等が貿易や投資にどのような通貨を選択するかは、歴史的・地理的状況によって異なっている。1960年代の西ヨーロッパにおいては、ドル建の貿易比率は小さいことがグラスマンの研究によって知られている。たとえば、1968年のスウェーデンにおいては、自国通貨建の輸出が66.1%、輸入が25.8%であったのに対し、米ドル建は輸出の12.1%、輸入の22.0%であった。残りの部分はポンドをはじめとした他の西ヨーロッパ諸国通貨である⁶。さらに、ページの研究によって、70年代の西ヨーロッパ諸国では貿易当事国の通貨が選択されることが多く、特に輸出においては輸出国の通貨が選択される傾向が強いことが示されている⁷。

貿易の段階では多様に選択される通貨が、銀行間為替市場においてはドルに集約される理由を最初に明らかにした論者の一人がスウォボダである。スウォボダは、まず、西ヨーロッパ各

国の外国為替市場で取引される標準（最低）取引量について、ドルのそれがフランス市場をのぞいてポンドの1.8～3.6倍、ポンド以外の通貨に対しては2～5倍に達していることを示した。ドルの取引が他に比べて大量なため、他の通貨よりも為替相場に影響を与えないで取引することが可能ということになる。次に、為替ブローカーの手数料がドル取引はカナダドルの5分の1、他の通貨に比べると10分の1～8分の1であることから、ドル取引の出合いが最もみつつけやすいことを示した。すなわち、西ヨーロッパ各国の外国為替市場では、各通貨を直接交換するよりも、ドルを媒介にした間接交換の方がコストが低く、ドルが外国為替市場における vehicle currency（媒介通貨）として機能していると述べたのである⁸。

一方、世界的に見れば、1960年代に石油や鉱物資源、穀物等の一次産品の取引がポンド建からドル建に移り、ドルの貿易通貨としての利用が増えた⁹。前節で述べたように、銀行間で外国為替取引がおこなわれる基本的な要因は、非銀行部門の貿易や投資によって銀行に生じた持高や資金過不足を解消するための為替調整取引にあった。非銀行部門におけるドル建貿易の増加が、銀行の為替調整取引を通じて外国為替市場におけるドル建取引を増加させた要因の一つである。

ドルの為替媒介通貨機能をさらに加速したのは、ユーロダラー市場の成長であった。本来、銀行の為替調整取引は顧客との取引に規定され

6 Grassman (1973) p. 23. なお、グラスマンの研究の所在については、奥田 (1988) 24 ページおよび山本 (1988) から情報を得た。

7 Page (1977) p.77. なお、ページの研究の所在については、奥田 (1988) 25 ページから情報を得た。

8 奥田 (1988) 20-23 ページおよび山本 (1988) 188-189 ページ。スウォボダの議論をはじめとする為替媒介通貨論の展開については、山本 (1988) 第6章で詳細にレビューされている。

9 田中・奥田 (2016) 48 ページ。この中では、石油取引のドル建化がもっとも大きな影響を与えたと考えられる。石油取引のドル建化がいつ頃始まったのかについては、確定できる資料はないが、奥田 (1988) 258 ページで参照されているイングランド銀行四季報1979年9月号には、「70年代はじめに、徐々にOPEC諸国が石油代金をドルで受け取るようになった」[BOE (1979) p. 285.] という記述がある。また、関下 (1984) 232 ページで参照されている、アメリカ上院の国際関係委員会報告書においては「1974年までは世界の石油代金の支払のおよそ75%がドル建で、残りがポンド建であったが、近年はポンドの下落により、少なくとも90%がドル建となっている。」という記述がある[SFR (1977) p. 37.]。これらによれば、石油取引のドル建化は60年代末頃から70年代にかけて進行した事態と考えられる。なお、アメリカ上院資料の確認に際しては、妹尾裕彦・千葉大学准教授のご協力をいただいた。

表3 1966年第1四半期におけるニューヨーク外国為替市場の通貨別、取引形態別構成

(単位: %)

通貨	総取引額の 通貨構成	通貨別の取引形態の構成														
		直物			先物			スワップ			ワンデイロールオーバー			総計		
		アメリカ	海外	小計	アメリカ	海外	小計	アメリカ	海外	小計	アメリカ	海外	小計	アメリカ	海外	小計
ポンド	54.3	17.2	18.1	35.3	5.4	3.2	8.6	9.0	17.6	26.7	9.4	19.7	29.2	41.1	58.8	100.0
カナダドル	25.2	14.9	16.8	31.7	3.1	2.8	6.0	14.2	16.4	30.6	19.4	12.0	31.5	51.8	48.1	100.0
マルク	9.5	27.3	27.3	54.7	2.5	4.0	6.5	6.2	14.2	20.4	6.2	11.8	18.1	42.4	57.5	100.0
スイスフラン	4.9	22.1	34.4	56.6	3.3	2.6	5.9	9.2	13.0	22.2	4.6	15.1	15.1	39.4	60.5	100.0
ギルダー	2.5	16.4	36	52.4	1.7	2.8	4.6	4.2	13.6	17.9	6.4	24.9	24.9	28.9	71.0	100.0
フランスフラン	2.1	27.0	35.1	62.1	5.1	3.3	8.4	10.1	6.0	16.1	5.1	13.2	13.2	47.4	52.5	100.0
リラ	0.7	25.4	50.2	75.6	2.7	3.4	6.2	5.1	6.0	11.2	0.0	6.9	6.9	33.3	66.6	100.0
ベルギーフラン	0.6	34.8	40.1	85	7.0	5.1	12.2	1.8	1.2	3.1	2.5	9.6	9.6	46.3	53.6	100.0
全通貨	100.0	18.2	20.7	38.9	4.4	3.2	7.6	9.9	16.3	26.2	11.2	16.2	27.3	43.7	56.3	100.0

(注) 四捨五入のため、各項目の値と小計が一致しないことがある。

(出所) 奥田宏司「ドル体制の変遷と現局面-国際信用連鎖と基軸通貨ドルの変容-」、『経済学研究』、九州大学経済学会、第66巻第4号、26ページ。

(原資料) Aliber, R. Z. (ed.), *The International Market for Foreign Exchange*, Preager, 1969, p. 101.

る受動的な性格を持つものであるが、銀行はその過程で、持高を維持しながら2国間の金利差を獲得する裁定取引が可能である¹⁰。この裁定取引の場を提供したのが、ロンドンを中心としたユーロダラー市場である。1960年代を通じて、アメリカ国内よりもユーロダラー市場の方が金利が高く、アメリカの規制が及ばないことから多様な運用手段を提供することができた。各国の銀行は為替取引によって金利差を獲得しようとした結果、銀行間の為替スワップ取引の規模が大きく拡大した。対顧客取引で生じた持高のカバーが中心である直物取引や先物取引に比べて、ユーロダラー市場を舞台とした対ドルの為替スワップ取引が肥大する、現代の外国為替市場の構造が形成されたのである。

表3は、1966年第1四半期におけるニューヨーク為替市場の取引状況である。ポンド建の取引が半分以上を占め、次いでカナダドルが全体の4分の1を占める。ニューヨーク為替市場の取引はほぼこの2通かで占められている。為替種類別では、マルク等の西ヨーロッパ通貨では直物取引の割合が50%から85%に達するが、ポンドとドルでは3分の1程度であり、スワップがほぼ同規模に達している。ワンデイロールオーバーとは、極超短期の資金調達を可能にす

るスワップ取引の一種であり、これを加えると、ポンドとカナダドルにおけるスワップ取引の割合は6割程度となる。

ポンドとカナダドルのスワップ取引を詳細に見ると、カナダドルについてはアメリカ国内と海外の取引が拮抗、もしくはアメリカ国内の方が若干上回っており、アメリカ国内で活発にカナダドルが売買されている状況が伺える。逆に、ポンドについては、アメリカ国内の銀行よりも海外との銀行の取引の方がずっと多く、ニューヨークはロンドンへのつなぎの役割を果たす市場であることが伺える。このことから、ロンドンの為替市場はニューヨークよりも規模が大きく、ドルとポンドのスワップを通じた金利裁定取引はロンドンにおいて活発におこなわれていることが推定される¹¹。

なお、1960年代のロンドン外国為替市場の状況を示す資料は管見の限り見当たらず、先行研究が提示する上記の推定を確認する作業は今後の課題として残されている。

2. 日本におけるドルの基軸通貨化

2.1 貿易取引通貨の変遷

本節では、日本におけるドルの基軸通貨化の

10 持高を調整しつつ金利差を獲得する取引の詳細については、奥田(1988)32ページで説明されている。

11 奥田(1999)26ページ。

過程を確認する。1.3 で述べたように、第二次大戦直後は多くの国で国際決済手段を節約するために厳しい為替管理が敷かれており、日本も例外ではなかった。さらに、日本は敗戦によって連合国に占領されていたので、対外決済や貿易の自主権そのものが存在せず、基本的にはすべて GHQ/SCAP の手によって行われていた。

対外取引の日本側移管が問題となり始めたのは、1949年のいわゆるドッジ・ライン以降のことである。同年3月に、外貨資金の統一的管理にあたる機関として、外国為替管理委員会 (FECB) が総理府の外局として発足した。同委員会は、サンフランシスコ平和条約発効後の1952年8月、大蔵省為替局の設置によって廃止されるまで、外貨資金の専管機関としての役割を果たした¹²。同じく、1949年12月には(旧)外為法(外国為替および外国貿易管理法)と外資法(外資に関する法律)が制定され、対外取引の「原則禁止」を建前とする管理体系が成立した。外為法の制定により、1947年以降徐々に再開されていた民間貿易が1950年に全面的に再開された。

当時の貿易は、外貨予算制度によって外貨の使用が規制されるとともに、外貨勘定もドル勘定、ポンド勘定、オープン勘定(清算勘定)の3種類に区分されて管理された。ポンドとドルには交換性がなかったため、ポンド建の黒字があってもそれをドルに転換してドル建の輸入には用いることができず、通貨別に収支を管理する必要があったのである。

オープン勘定とは、個々の取引は原則ドル建で行うが、その決済は記帳に留めて一定期間の貸借をためておき、期末に貸借を相殺して差額のみをドル現金で受払いする方式である。オープン勘定の対象国は、アルゼンチン、ブラジル、フィンランド、フランス(含む仏印)、イ

ンドネシア、韓国、西ドイツ、オランダ、フィリピン、スウェーデン、中華民国、タイなど、ピーク時には合計17勘定に達した。オープン勘定はIMF協定第8条で禁止されている「差別的通貨措置」に該当し、対外取引正常化の過程で廃止されるべきものであった。廃止されたのは1955年の西ドイツが最初で、1960年には中華民国と韓国の2カ国を残すのみとなり、1966年の韓国勘定の廃止をもって消滅した¹³。

表4は1950年代の日本の貿易および貿易外取引によって生じた外国為替の受払額を、通貨別に示したものである。貿易の輸出(受取)については、50年代前半はドルとポンド、オープン勘定の取引がほぼ拮抗しているが、1956年頃からドル建の割合が高くなっていく。貿易外取引においては一貫してドルの受取が多いが、これは援助や防衛関連のドル受け入れを反映しているものと思われる。一方、輸入については50年代前半からドル建が多く、復興に必要な物資の輸入をドル圏に頼っていた事実が伺える。先の貿易外で受け取ったドルは、このドル建輸入に当てられていた部分もあった¹⁴。

50年代に関して、ポンド建の貿易がかなり多いことが目をひくが、これはポンドの国際通貨としての地位の高さゆえではない。逆に、国際通貨としての地位の低下を反映したものと捉えるべきものであろう。ポンド建の貿易がおこなわれていたのは、制度的には、スターリング地域との間に「日本国とスターリング地域との貿易のための一般的支払協定」が締結され、日本とスターリング地域との間の貿易にはポンドを用いることが強制されたからである。

協定が締結された1948年にはまだ日本が占領下にあったので、GHQ/SCAPの要求により、スターリング地域との貿易で獲得したポンドは、定期的もしくはGHQ/SCAPが必要と認め

12 伊藤(1999)149ページ。日本における戦後の為替管理体制については、本研究に依拠している。

13 伊藤(1999)151-153ページ。

14 ここで依拠した鏑田氏の論考には、「米国の対日援助資金による輸入であっても、外国為替によって輸入しその後外国為替支払額に相当する外貨を米国の援助資金から補填したものについては、貿易支払に計上する一方外貨補填を受けた額を貿易外受取に計上している。」との説明がある。鏑田(1999)13ページ。

表4 外国為替受払状況

(単位：100万ドル)

受取	貿易					貿易外					合計
	ドル	ポンド	清算勘定	その他	小計	ドル	ポンド	清算勘定	その他	小計	
1950	364	226	182		772					235	1,008
1951	302	563	433		1,297	907	35	1		943	2,241
1952	396	597	297		1,289	900	43	7		950	2,239
1953	481	314	361		1,156	889	55	19		964	2,120
1954	486	508	539	0	1,532	712	38	27	0	777	2,309
1955	758	729	466	1	1,954	647	35	22	10	714	2,668
1956	1,098	905	375	24	2,402	752	49	17	4	823	3,225
1957	1,276	1,185	259	61	2,800	753	76	23	9	861	3,643
1958	1,340	1,182	144	61	2,728	712	55	5	11	783	3,510
1959	1,837	1,148	102	77	3,164	822	47	5	8	881	4,046
支払	貿易					貿易外					合計
	ドル	ポンド	清算勘定	その他	小計	ドル	ポンド	清算勘定	その他	小計	
1950	284	200	160		645					31	677
1951	980	429	316		1,725	161	21	2		184	1,909
1952	955	532	231		1,718	153	48	6		207	1,925
1953	1,019	617	465		2,101	142	57	14		213	2,314
1954	1,130	352	480	0	1,962	160	69	18	0	248	2,209
1955	871	532	443	2	1,848	180	110	30	5	326	2,174
1956	1,179	864	384	43	2,470	247	176	31	7	461	2,931
1957	1,946	1,253	267	106	3,572	335	238	13	18	604	4,175
1958	1,330	929	128	81	2,468	308	193	6	25	531	2,999
1959	1,488	1,174	91	102	2,855	495	178	5	32	710	3,565

(出所) 鎌田亨「日本の貿易決済通貨に関する統計資料について」『早稲田経済学研究』48号、1999年2月、18ページ表2の数値をもとに、筆者が作成した。

(原資料)『本邦経済統計』各年版より作成。

る時にドルに交換されるとする条項(いわゆる「ドル条項」)が存在した。ただし、「ドル条項」は存続期間中に一度も発動されたことはなく、1951年には廃止された。イギリス側が廃止を強く主張し、かつ、日本側もポンド資金の不足が問題になることがあり、あえてドル条項を維持する必要性を見出していなかったためである。その後、為替管理自由化の流れに伴い、協定は1957年3月に廃止されている¹⁵。

なお、1960年以降、外国為替受払状況や、輸出入信用状接受および開設状況などの統計で、通貨別のデータが示されなくなった¹⁶。これにより、1960年代の日本の貿易決済通貨の状況を知ることが困難になっているのであるが、これは、ポンドを含めた西ヨーロッパ通貨

が1958年にドルとの交換性を回復したことで、支払協定期のようにポンドの過不足に関心を持つ必要が薄れたからとも考えられよう。

続いて、表5で1969年から1980年までの貿易決済通貨の比率を示した。68年までの統計は存在しないが、69年のポンド建貿易比率は輸出で7.8%、輸入で11.6%であり、表4で求められる1959年のポンド建輸出比率28.3%、輸入比率32.9%と比較すると大きく低下している。1960年7月に非居住者の自由円勘定と円為替が認められ、円建貿易が可能になったが、円建の輸出が増えるのはニクソン・ショック以降である。一方、輸入は70年代を通じて低位にとどまったままであった。ポンド以外の西ヨーロッパ通貨建の貿易も低位なままである。1.4

15 伊藤(1999)519-523ページ。

16 鎌田(1999)19ページ。

表 5 日本の貿易決済通貨比率の変化

(単位：%)

輸出						
	円	ドル	ポンド	マルク	フランスフラン	スイスフラン
1969	0.6	90.1	7.8	0.5	0.4	0.0
1970	0.9	90.5	7.1	0.5	0.5	0.1
1971	2.0	90.4	6.3	0.6	0.1	0.1
1972	8.7	82.8	5.4	1.3	0.3	0.2
1973	11.3	81.0	2.3	1.5	0.2	0.1
1974	15.0	77.8	1.6	1.3	0.2	0.1
1975	17.0	78.6	1.9			
1976	19.4	76.3	1.8			
1977	18.8	76.9	1.6			
1978	19.8	75.4	1.2			
1979	24.8	70.7	1.2			
1980	28.9	66.3	1.1			
1981	31.9	62.8	1.4			
輸入						
	円	ドル	ポンド	マルク	フランスフラン	スイスフラン
1969	0.0	83.3	11.6	2.7	0.5	0.9
1970	0.1	86.0	8.8	2.7	0.4	1.0
1971	0.2	87.9	7.1	2.3	0.4	0.9
1972	0.6	85.7	7.4	2.4	0.9	1.1
1973	1.1	85.7	4.3	2.8	1.0	1.1
1974	0.8	88.6	3.8	1.9	0.6	0.8
1975	0.9	89.9	3.8			
1976	1.2	90.8	2.8			
1977	1.2	91.5	1.5			
1978	1.6	90.0	1.2			
1979	2.4	90.8	1.2			
1980	2.4	93.1	0.9			

(注) 輸出については信用状ベース、輸入については輸入承認ベース。

(出所) 鎌田亨「日本の貿易決済通貨に関する統計資料について」『早稲田経済学研究』48号、1999年2月、20ページ表3の数値をもとに、筆者が作成した。

(原資料) 日本経済調査協議会編『対外取引における円の活用』および『国際金融』各年版より作成。

でみたような、西ヨーロッパにおける輸出国通貨建輸出の増大という傾向とは全く逆に、1960年代の日本では貿易通貨のドルへの集約が進行したといえることができる。

2.2 外国為替業務の自由化と為替相場の変遷

次に、日本の外国為替市場がどのように再開されたかを確認しよう。外貨が完全に占領軍に管理されていた占領初期には、外国為替取引に日本の銀行が関与できる余地はなかった。1947年の制限付き民間貿易の再開に伴い、ようや

く、外国為替銀行再開の準備も進められることになった¹⁷。

当初は、GHQ/SCAPによって外国銀行9行12店舗¹⁸が日本への進出を許可され、ライセンスド・バンクとして業務を開始した。ライセンスド・バンクは、発足当初はGHQ/SCAPの事務代行機関にすぎなかったが、貿易の民間への漸次的移行にともない、1948年6月15日には、その業務範囲に信用状、外国為替手形の授受等が加えられ、外国為替銀行の内実を備えるようになった。日本の為替銀行は、9行51店舗¹⁹が

17 浅井(1999)635ページ。

18 ナショナル・シティ銀行、インドシナ銀行、香港上海銀行、チャータード銀行、アメリカ銀行、チェース・ナショナル銀行、オランダ銀行、蘭印商業銀行、中国銀行の9銀行。浅井(1999)635ページによる。

19 三菱、三和、神戸、住友、帝国、野村、安田、東京、東海の9銀行。浅井(1999)635ページによる。

外国為替取扱銀行に指定された。しかし、これらの銀行はまだ海外取引を認められておらず、ライセンスド・バンクや貿易庁の下請けとして国内事務を分担したにすぎなかった。

日本の銀行が、制度上、本来の業務を取り扱うことができるようになったのは、1949年11月に11行143店舗が外国為替銀行として認可された時からである。なお、少し遅れて、マーカントイル銀行を加えたライセンスド・バンク10行も1950年1月に外国為替銀行として認可されている²⁰。

ただし、銀行が実質的に外国為替業務を行うためには、通貨の発行国に所在する銀行に自己名義の一覧払預金勘定（コルレス勘定）を開設することが必要である。アメリカに所在する銀行にコルレス勘定を開設できてはじめて、邦銀はドルを保有しドル建の為替取引が可能になる。1949年の外国為替銀行制度の開始と同時に外貨の集中制度が定められ、外国為替銀行は外国銀行に設けられた FECB 勘定、すなわち政府の勘定を通じてすべての外貨受払を行うこととされた。外国為替銀行制度がスタートしたといっても、コルレス勘定の開設は認められず、為替取引をおこなうことは実質的に不可能だったのである²¹。

外国銀行にコルレス勘定を開設することが許可されたのは1950年6月である。制度的には、この時から日本の外国為替銀行に外貨の保有が認められたことになる。しかし、その実態は、外国銀行に開設されている FECB 勘定の中に各外国為替別勘定を設ける（サブレコードシステム）というものであり、外国銀行の側からみれば従来と変わりがなかった²²。

実質的に外国為替銀行に対して外貨の保有が認められたのは1952年6月の外貨保有制度の導入からである。サブレコードシステムが廃止

され、正式のコルレス勘定を外国銀行に設けることが認められた。ただし、コルレスの開設先は FECB 勘定を有する在日外国銀行および在米米銀のみとされ、また、邦銀の信用不足を補完するため、邦銀自己勘定の自己資金が不足したときは FECB 勘定からの振替を可能にするという保証及び授權書（LUA）が与えられた²³。

外貨保有制度の導入にあわせて、集中制度も完全集中から持高集中へと緩和され、許可された持高の範囲内でドルを保有することが自由となり、この面からも外国為替銀行は一定の範囲内で外貨を保有することが認められるようになった。持高規制は当初、米ドル現金売持禁止として導入されるが、1955年9月に直物持高の売持禁止に改正された。続いて1957年9月からは直先総合持高の規制が導入され、新たにポンドが規制の対象となった。外貨集中制度は1972年に廃止されるが、持高規制は1998年まで継続することになる（直物持高規制は1960年9月に廃止）。

集中制度が緩和され、銀行の外貨保有が可能となっても、それだけで銀行間外国為替取引が活発になるわけではない。為替相場制度の改正も外国為替市場の再開には不可欠である。ドル直物為替相場の変遷を表6に示した²⁴。

日本の為替相場は、1949年1月に1ドル＝360円と設定され、1952年の IMF 加盟に伴って基準相場として登録された。為替相場が設定されてしばらくは、全面集中制のもと、売相場を360円35銭、買相場を359円65銭（売買の開きは各35銭）とする MOF（大蔵省）集中相場と、売相場を361円55銭、買相場を358円45銭とする対顧客相場が公定された。対顧客相場と集中相場の差である1円20銭が銀行のマージンであり、この時の銀行は顧客から顧客から買い取ったドル為替を政府に売り渡すことでマージンを

20 浅井(1999) 636 ページ。外国為替業務の自由化に関する記述は同書に依拠している。

21 浅井(1999) 528-529 ページ。なお、同書では、自己名義の勘定の開設を認めなかった理由として、外国為替銀行のうちには戦前の対外債務を有するものがあり、自己名義の勘定を開設すると差し押さえのおそれがあった、という点を指摘している。

22 浅井(1999) 529 ページ。

23 浅井(1999) 529 ページ。

24 以下、為替相場制度の変遷については、日本経済調査協議会(1964)、177-190 ページに依拠している。

表6 ドル直物相場の変遷

	MOF 売相場	銀行の対顧客売相場 (TTS)	MOF 買相場	銀行の対顧客買相場 (TTB)	銀行間相場	備考
基準相場および為替相場制定 (1949.12.1)	360.35	361.55	359.65	358.45	MOF との売買のみ (完全集中制)	基準相場は1ドル＝360円、MOF 売買相場との開きは上下約0.1% (35銭)。対顧客相場とMOF 相場の差が為替マージン (売買それぞれ1円20銭)。
「自由化」直前 (1958.3.22)	360.35	360.80	359.65	359.20	359.65-360.35	1952年の持高集中制への移行に伴い、自行マリー操作が可能になることから、為替マージンは1円20銭→70銭→45銭に徐々に縮小。
「自由化」 (1959.9.12)	361.80	上限 361.80 下限 359.60	358.20	上限 360.40 下限 358.20	358.20-361.80	MOF 売買相場の開きを基準相場の上下0.5% (1円80銭) に拡大。対顧客相場もMOF 相場の範囲内で銀行の自由建値に。ただし対顧客相場売買の開きは1円40銭以内に公定。銀行の顧客に対する先物相場は自由化、政府の先物取引は廃止。
「変動幅拡大」 (1963.4.22)	上限 362.70 下限 357.30	実際上は 上限 363.20 下限 357.80	上限 362.70 下限 357.30	実際上は 上限 362.20 下限 356.80	357.80-362.70	為替平衡操作を開始。MOF 売買相場の開きを基準相場の上下0.75% (2円70銭) に拡大。対顧客相場公定の廃止。

(出所) 日本経済調査協議会『開放経済下の為替・貿易金融』調査報告64-4、1964、180-190ページをもとに筆者作成。

獲得する「窓口」に過ぎなかった。銀行間相場は自由化されていたが、集中相場で政府と売買すればマージンが保証されているのであるから、銀行間為替取引は低調なままであった。なお、為替マージンは1952年以降段階的に削減され、1958年には売買ともに45銭となっていた。

為替相場制度が大きく変わったのは1959年9月である(いわゆる、ドル相場の「自由化」)。MOF集中相場の売相場が361円80銭、買相場が358円20銭となり、MOF売買相場の開きは各35銭から1円80銭(0.5%)に拡大された。対顧客相場は集中相場の範囲内で銀行が自由に定めてもよいこととなった。ただし、対顧客売買相場の開きは1円40銭とすることが公定されたため、対顧客売相場の上限はMOF売相場の361円80銭であるが、下限はMOF買相場に1円40銭を加えた359円60銭となった。逆に、対顧客買相場は、下限はMOF買相場の下限である358円20銭であるが、上限はMOF勘定売相場から1円40銭を引いた360円40銭となった。銀行間相場はMOF売買相場の間で自由に定められる。

この「自由化」により、これまでとは逆に、対顧客取引のカバーを政府に求めると銀行に逆ざやが生じることになり、銀行間で為替取引を行うインセンティブが生じた。これに先立つ

1958年12月に、西ヨーロッパ通貨の交換性が回復されたこともあり、銀行間為替取引は拡大することになった。

さらに、1963年4月には、「変動幅拡大」が実施された。売相場361円80銭、買相場358円20銭に固定されていたMOF相場が、上限362円70銭～下限356円80銭に改められた(平価の上下0.75%)。上下限の維持は為替平衡操作によって実施される。つまり、市場でドル買・円売が続き為替相場が上限の362円70銭になると、ドル売・円買の市場介入を行い、市場でドル売・円買が続いて為替相場が下限の358円20銭になると、ドル買・円売の市場介入を行う。また、対顧客相場の開きに関する規制が撤廃されたので、銀行は、MOF相場と同じ幅で市場実勢に応じて変動する銀行間相場にマージンを加算して対顧客相場を決められるようになった。ただし、銀行間の申合わせでマージンは売買それぞれ50銭とされたので、銀行による対顧客相場の差は生じなかった。

「変動幅拡大」により、市場の実勢に為替相場の変動を委ねつつ、市場介入によって変動幅を一定に抑制するという、IMF協定が想定していた固定相場制が日本でようやく実現したといえる。MOF相場は対ドル相場に一本化され、介入通貨はドルとなり、ポンド相場は市場にお

表7 日本の銀行間外国為替市場の取引額

(単位: 100万ドル)

暦年	ドル				ポンド*2			
	直物	先物	スワップ	合計	直物	先物	スワップ	合計
1960	330	318	48	696	165	59	8	232
1963	1,310	1,083	511	2,904	210	25	3	238
1965	2,163	1,844	829	4,836	246	39	11	297
1966	1,962	1,885	677	4,524	283	36	11	330
1967	2,149	1,806	618	4,573	266	39	34	339
1968	3,109	2,636	717	6,462	190	14	3	207
1969	4,258	2,926	1,229	8,413	140	3	3	146
1970	4,850	4,245	2,618	11,713	90	6	0	95
1971	19,488	5,365	3,361	28,214	48	6	0	53
1972	13,179	11,418	4,941	29,538	3	0	0	3
1973	20,375	18,371	8,688	47,434	3	0	0	3
1974	19,154	22,477	16,435	58,066	-	0	-	0
1975*1	23,349	26,420	24,938	74,708	-	0	-	0

(注) *1: 1975年については、出所の数値の小数第一位(10万ドル)の位を四捨五入している。*2: ポンドについては、原資料の単位が100万ポンドのため、1966年までは1ポンド=2.8ドル、1967年以降は1ポンド=2.4ドルで換算した。

(出所) 1960年および63年: 日本銀行調査局『わが国の金融制度』第7版、1971年、372ページ(原数値は日銀調べによる)。1965年~75年: 外国為替貿易研究会『国際金融』540号、1975年2月15日、22ページ。

ける裁定に委ねられることになった。また、為替相場の体系が、銀行間為替相場を基準としてそれにマージンを載せて対顧客相場を決定するという、現在と同じ形になり、1964年のIMF8条国への移行とあわせて、戦後「過渡期」の終焉を画する出来事となった。

2.3 ドル体制に組み込まれた日本

最後に、1960年代の日本の外国為替市場の状況を確認して、日本におけるドルの基軸通貨化の過程と特質をまとめることにする。

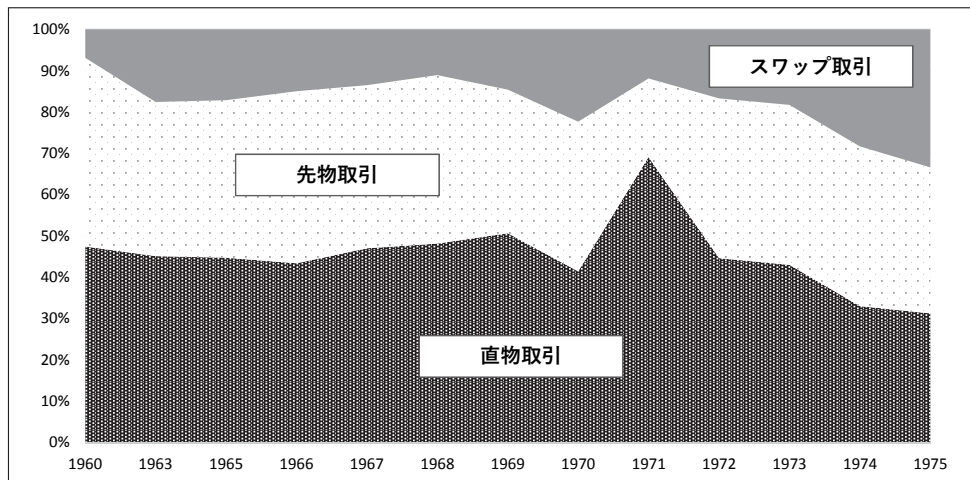
表7に、1960年から1975年までの日本の銀行間外国為替取引を、通貨別・為替種類別に示した。1961、1962、1964年については残念ながら資料が得られなかった。なお、前節で説明したように、1959年の「自由化」以前の為替取引は低調であり、為替媒介通貨も生まれる余地がない。したがって、考察の対象からは外してもよい。この時期の為替取引の状態を解明することが、ドル体制の成立過程を検証する上で鍵になることを踏まえた上で、必要なデータを提示し得たことは本稿の主要な貢献であると考えられる。

表7をみると、63年の「変動幅拡大」により

為替取引が拡大したことで、取引通貨のドルへの一本化が進んだことが明らかである。1960年に、ポンドの直物取引はドルのちょうど半分の規模であったが、1970年にはわずか1.9%に減少した。

図1は、対ドル取引の為替種類別比率の推移を示したものである。1960年代の日本市場においては、直物取引と先物取引が中心であり、スワップ取引の拡大は1973年以降である。表3のニューヨーク市場と同じ1966年で比較すると、日本における直物の比率は43.4%、先物は41.7%、そしてスワップが15.0%となる。スワップ取引が6割程度を占めていたニューヨーク市場と比べると、60年代の日本市場の取引が実需中心であったことが伺える。ちなみに、63年から70年の間には為替取引額は4.03倍に増えているのに対し、同じ時期の貿易額(輸出+輸入)の伸びは3.13倍であった。60年代の日本の外国為替取引の拡大は、貿易を中心とする実需の伸びに主導されていたことがわかる。

日本は、戦後の「過渡期」をほぼ脱した1960年の段階で、すでにドル体制に組み込まれていた点は疑いがない。ただし、西ヨーロッパをモデルにしたドルの基軸通貨化の過程は、日本に



(出所) 表7の数値をもとに筆者が作成。

図1 日本の銀行間外国為替市場における対ドル取引の為替種類別比率

は当てはまらない面がある。銀行間市場における為替媒介通貨となったことが基軸通貨化の鍵であったとする西ヨーロッパ型モデルは、貿易等の取引に様々な通貨が用いられているのに対し、為替市場では対ドル取引が圧倒的な規模を持つという現実を解釈するために生まれたものであった。様々な通貨が為替市場に持ち込まれるヨーロッパでは、為替媒介通貨の存在価値は大きかったが、国際取引のほとんどがドルで行われた60年代の日本においては、銀行間市場における為替媒介通貨の必要性は非常に小さかった²⁵。

「過渡期」を脱した日本は、ユーロ市場を舞台とした国際的な短資移動の波に洗われることになる。1962年には、日本はユーロ市場の約3割の資金の最終的な取り手となっていた²⁶。資本不足にあえぐ60年代の日本は、ユーロマネーの重要な受け皿にもなっており、ユーロ市場からの浮動的な短資の流出入への対応が通貨当局の大きな課題となっていた。そのような意味では、1960年代の日本はまだ「途上国」的であり、この構造が変化するには、1980年代の経常黒字化および対外債権国化、そして資本取引の自由化を待たねばならなかったのである。

*本研究は、平成30年度駒澤大学特別研究助成金(個人研究)による研究である。

参考文献

- 浅井良夫(1992)「高度成長の開始と貿易」大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 12 国際金融・対外関係事項(2)』第2部第2章所収、3-180ページ、東洋経済新報社。
- 浅井良夫(1999)「国際経済社会への復帰と自立—昭和27年～33年」大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 11 国際金融・対外関係事項(1)』第2部第1章所収、491-642ページ、東洋経済新報社。
- 伊藤正直(1999)「国際収支」大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 11 国際金融・対外関係事項(1)』第1部第3章所収、149-247ページ、東洋経済新報社。
- 奥田宏司(1988)『多国籍銀行とユーロカレンシー市場—ドル体制の形成と展開—』同文館。
- 奥田宏司(1999)「ドル体制の変遷と現局面—国際信用連鎖と基軸通貨ドルの変容」『経済学研究』(九州大学)第66巻第4号、19-44ページ。

25 この点については、西倉高明氏がすでに指摘されている。西倉(1998)第6章第1節を参照されたい。

26 浅井(1992)88ページ。

- 外国為替情報社(1968)『外為年鑑』。
- 外国為替貿易研究会(1975)『国際金融』540号(1975年2月号)。
- 関下稔(1984)「オイルマネーの還流と多国籍銀行」関下稔・鶴田廣巳・奥田宏司・向壽一編『多国籍銀行 国際金融不安の主役』有斐閣、第7章所収、207-243 ページ。
- 田中綾一・奥田宏司(2016)「外国為替、為替相場と国際通貨」奥田宏司・代田純・櫻井公人編『現代国際金融 構図と解明(第3版)』法律文化社、第2章所収、21-59 ページ。
- 田中綾一(2016)「ユーロ体制の現状とギリシャ等の南欧危機」奥田宏司・代田純・櫻井公人編『現代国際金融 構図と解明(第3版)』法律文化社、第6章第1～3節所収、123-145 ページ。
- 西倉高明(1998)『基軸通貨ドルの形成』勁草書房。
- 日本銀行金融研究所(1992)『〈新版〉わが国の金融制度』(初版第8刷)、日本銀行金融研究所。
- 日本銀行調査局(1971)『わが国の金融制度』(第7版)、日本銀行調査局。
- 日本経済調査協議会(1964)『開放経済下の為替・貿易金融』調査報告64-4。
- 日本興業銀行外国部(1974)『国際金融便覧』。
- 三井銀行(1976)『外国貿易為替便覧』(改訂版)。
- 山本栄治(1988)『基軸通貨の交替とドル 「ドル本位制」研究序説』有斐閣。
- 鐘田亨「日本の貿易決済通貨に関する統計資料について」『早稲田経済学研究』48号、1999年2月、13-25 ページ。
- Bank of England(BOE)(1979), *North Sea oil and gas in the UK balance of payments since 1970*, Bank of England Quarterly Bulletin, Vol. 19, No. 3, Sep. 1979.
- Bank for International Settlement(BIS)(2019), *Triennial Central Bank Survey, Global foreign exchange market turnover in 2019*.
- Grassman, S. (1973) *Exchange Reserves and the Financial Structure of Foreign Trade*, Farnborough: Saxon House.
- Page, S. A. B.(1977) 'Currency of Invoice in Merchandise Trade', *National Economic Review*, Aug. 1977.
- Subcommittee on Foreign Relations (SFR)(1977), *A Staff Report prepared for the use of the Subcommittee on Foreign Relations*, United States Senate, Aug. 1977, U. S. Government Printing Office.
- Swoboda, A. (1969) 'Vehicle Currencies and the Foreign Exchange Market: the Case of the Dollar', Aliber, R.Z. (ed.), *The International Market for Foreign Exchange*, Praeger.